

地方公務員等共済組合法施行規程の
一部を改正する命令案

内閣府

○総務省令第 号

文部科学省

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十六条及び第四百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

文部科学大臣 阿部 俊子

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(指名競争契約)</p> <p>第二十九条 契約担当者は、前条の規定による一般の競争に付することを明らかに不利と認める場合のほか、次の各号に掲げる場合には、指名競争に付することができる。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 予定価格が八百万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が五百万円を超えない財産の買入れをするとき。</p> <p>三 予定貸借料の年額又は総額が三百万円を超えない物件の借入れをするとき。</p> <p>四 予定貸貸料の年額又は総額が百万円を超えない物件の貸付けをするとき。</p> <p>五 予定価格が二百万円を超えない財産の売払をするとき。</p> <p>六 工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその予定価格が三百五十万円を超えないとき。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(随意契約)</p> <p>第三十条 契約担当者は、第二十八条の規定による一般の競争に付することが明らかに不利と認める場合のほか、次の各号に掲げる場合には随意契約に付することができる。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 予定価格が四百万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が三百万円を超えない財産の買入れをするとき。</p> <p>四 予定貸借料の年額又は総額が百五十万円を超えない物件の借入れをするとき。</p> <p>五 予定貸貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件の貸付けをするとき。</p> <p>六 予定価格が百万円を超えない財産の売払をするとき。</p> <p>七 工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないとき。</p> <p>〔八〇十一 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第三十一条 契約担当者は、契約をしようとする場合には、契約の目的、履行期限、保証金額、契約違反の場合における保証金の処分、危険の負担その他必要な事項を詳細に記載した契約書を作成し、これに契約当事者が記名して印を押さなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>一 二百五十万円を超えない契約をするとき。</p> <p>〔二〇四 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>(育児休業支援手当金)</p>	<p>(指名競争契約)</p> <p>第二十九条 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 予定価格が五百万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が三百万円を超えない財産の買入れをするとき。</p> <p>三 予定貸借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件の借入れをするとき。</p> <p>四 予定貸貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件の貸付けをするとき。</p> <p>五 予定価格が百万円を超えない財産の売払をするとき。</p> <p>六 工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないとき。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(随意契約)</p> <p>第三十条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 予定価格が二百五十万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が百六十万円を超えない財産の買入れをするとき。</p> <p>四 予定貸借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件の借入れをするとき。</p> <p>五 予定貸貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件の貸付けをするとき。</p> <p>六 予定価格が五十万円を超えない財産の売払をするとき。</p> <p>七 工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないとき。</p> <p>〔八〇十一 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第三十一条 〔同上〕</p> <p>一 百五十万円を超えない契約をするとき。</p> <p>〔二〇四 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>

第百十五條の二の二 法第七十條の三第一項の規定により育児休業支援手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した育児休業支援手当金請求書を組合に提出しなければならない。

〔新設〕

- 一 組合員の氏名
 - 二 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号
 - 三 所属機関の名称及び所在地
 - 四 育児休業の初日及び末日
 - 五 育児休業に係る子の生年月日
 - 六 標準報酬の等級及び月額
 - 七 育児休業支援手当金の請求に係る期間及び請求金額
 - 八 その他必要な事項
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 育児休業に関する所属機関の長の証明書
 - 二 勤務しなかつた期間に支払われた報酬についての所属機関の長又は給与事務担当者の証明書
 - 三 配偶者が法第七十條の三第一項第二号又は同条第二項各号のいずれかに該当することを証明する書類
 - 四 その他必要な書類
- 3 第一項の規定にかかわらず、前条第一項の規定する育児休業手当金請求書と併せて第一項に規定する育児休業支援手当金請求書を提出する場合は、当該育児休業手当金請求書に記載した事項と同一の事項については、当該育児休業支援手当金請求書への記載を省略することができる。
- 4 第二項の規定にかかわらず、同項に規定する書類のうち、前条第二項の規定により提出した書類と同一の事実を証明する書類の提出を省略することができる。
- (介護休業手当金)
- 第百十五條の三 法第七十條の四第一項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者は、組合員と同居し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものとする。
- 〔一〇四 略〕
- 2 法第七十條の四第一項に規定する主務省令で定める組合員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七條第一項に規定する県費負担教職員である組合員とする。
 - 3 法第七十條の四第一項に規定する主務省令で定める者の承認は、市町村の教育委員会の承認とする。
- 第百十五條の四 法第七十條の四第一項の規定により介護休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。
- 〔一〇七 略〕
- 〔二・三 略〕
- (育児時短勤務手当金)

- (介護休業手当金)
- 第百十五條の三 法第七十條の三第一項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者は、組合員と同居し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものとする。
- 〔一〇四 同上〕
- 2 法第七十條の三第一項に規定する主務省令で定める組合員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七條第一項に規定する県費負担教職員である組合員とする。
 - 3 法第七十條の三第一項に規定する主務省令で定める者の承認は、市町村の教育委員会の承認とする。
- 第百十五條の四 法第七十條の三第一項の規定により介護休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。
- 〔一〇七 同上〕
- 〔二・三 同上〕

第百十五條の五 法第七十條の五第一項の規定により育児時短勤務手当金の支給を受けようとする

者は、次に掲げる事項を記載した育児時短勤務手当金請求書を組合に提出しなければならない。

- 一 組合員の氏名
 - 二 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号
 - 三 所属機関の名称及び所在地
 - 四 育児時短勤務（法第七十條の五第一項に規定する育児時短勤務をいう。以下この条において同じ。）の開始年月日及び終了予定日
 - 五 育児時短勤務に係る子の生年月日
 - 六 育児時短勤務を開始する前の一週間の所定勤務時間
 - 七 標準報酬の等級及び月額
 - 八 支給対象月中の一週間の所定勤務時間及び支給対象月に支払われた報酬の額
 - 九 その他必要な事項
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 育児時短勤務に関する所属機関の長の証明書
- 二 支給対象月中の一週間の所定勤務時間及び支給対象月に支払われた報酬の額についての所属機関の長又は給与事務担当者の証明書
- 三 その他必要な書類

（厚生年金保険給付の請求等）

第百二十條 この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付（組合（指定都市職員共済組合等に

第百二十條 「同上」

あつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第百二十三條、第百二十五條第三号及び第百二十七條において同じ。）が支給するものに限る。以下この款において同じ。）又は厚生年金保険法附則第二十九條第一項の規定による脱退一時金（組合が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三章第一節（第三十條第一項第七号及び第十一号口、第二項第四号の三及び第三項、第三十條の三、第三十條の五の二第二項第三号から第五号まで、第三十六條、第四十一條第五項及び第六項並びに第四十二條第一項第六号口及び第三項第四号を除く。）、第二節（第四十四條第一項第九号口及び第四項、第四十八條の二、第五十二條、第五十七條第五項並びに第五十八條第一項第六号口及び第三項第四号を除く。）、第三節（第六十條第一項第十四号口、第三項第十一号及び第五項、第六十條の二第一項第三号口、第六十九條、第七十二條第一項第三号口、第七十四條第五項並びに第七十五條第三項第四号を除く。）及び第三節の二、第三章の二（第七十八條の十を除く。）並びに第三章の三（第七十八條の十八を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第三号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地方公務員等共済組合法第二十七條第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔新設〕

第四十二条第一項第六号	〔略〕		第三十条の五第一項	〔略〕	第三十条第一項第十一号	〔略〕	第三十条第一項第三号	〔略〕	第七号において同じ。	第七号において同じ。	〔略〕	〔略〕
イからハまで	〔略〕		第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）	〔略〕	希望する者（ロ及びハに規定する者を除く。）	希望する者	イ及びハ	〔略〕	以下同じ。	以下同じ。	〔略〕	〔略〕
イ及びハ	〔略〕		第三十八条第二項	〔略〕	希望する者	希望する者	イ及びハ	〔略〕	以下同じ。	以下同じ。	〔略〕	〔略〕

〔同上〕	〔同上〕	第三十条の五第一項第四号	第三十条の五第一項	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	第五号から第七号までにおいて同じ。	第五号から第七号までにおいて同じ。	〔同上〕	〔同上〕
イ及びロ	〔同上〕	法又は旧法	第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）	〔同上〕	希望する者（ロに規定する者を除く。）	希望する者	イ及びロ	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
イ	〔同上〕	法	第三十八条第二項	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	イ	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
第四十四条第一項第九号	イからニまで	イ及びハ	[略]	第六十条の二第二項第三号	イからニまで	イ及びハ	[略]	第五十八条第一項第六号	イからハまで	イ及びハ
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第七十二条第一項第三号	イからハまで	イ及びハ	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

〔2 略〕

(請求書等の確認)

第七百七十四条 組合員、組合員であつた者又はその者の遺族がこの命令の規定により、組合(指定都市職員共済組合等)にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれら組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。この項において同じ。)に対し次に掲げる書類を提出する場合は、所属機関の長(組合員であつた者又はその遺族については、当該組合員であつた者の退職又は死亡の時における所属機関の長)を経由して、組合に提出しなければならない。

[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	イ及びロ	[同上]	イ及びロ	[同上]	イ及びロ	[同上]	イ及びロ	[同上]	イ及びロ
[同上]	イ	[同上]	イ	[同上]	イ	[同上]	イ	[同上]	イ

〔2 同上〕

(請求書等の確認)

第七百七十四条 [同上]

【1・1】略
 三 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金又は育児時短勤務手当金の請求書
 【四～六】略
 【七】略

別表第1号表
 第1号表の1

短期経理
資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

【表 略】

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借		貸		借		貸	
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目	大項目	中項目
経常費用	【略】 休業等給付	【略】 育児休業手当金 育児休業支援手当金 介護休業手当金 育児時短勤務手当金	経常収益	【略】 育児休業等給付交付金	【略】 育児休業手当金 育児休業支援手当金 介護休業手当金 交付金 育児時短勤務手当金交付金	【略】	【略】
	【略】 前期高齢者納付金	【略】 前期高齢者納付金 事務費拠出金	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

【1・1】同上
 三 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の請求書
 【四～六】同上
 【七】同上

別表第1号表
 第1号表の1

短期経理
資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

【表 同左】

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借		貸		借		貸	
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目	大項目	中項目
経常費用	【同左】 休業給付	【同左】 育児休業手当金 介護休業手当金	経常収益	【同左】 育児・介護休業手当金交付金	【同左】 育児休業手当金 交付金 介護休業手当金 交付金	【同左】	【同左】
	【同左】 退職者給付拠出金 前期高齢者納付金	【同左】 療養給付費拠出金 事務費拠出金 前期高齢者納付金	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】

[略]	[略] 連合会拠出金	[略] 特別調整拠出金 育児休業等給付 拠出金 [略]				[同左]	[同左] 連合会拠出金	事務費拠出金 [同左] 特別調整拠出金 育児・介護休業 手当金拠出金 [同左]			
-----	---------------	---	--	--	--	------	----------------	--	--	--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別紙様式目次を削る。

別紙様式第45号を次のように改める。

(別紙様式第45号が入る)

別紙様式第45号
を挿入

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和七年四月一日（次条において「施行日」という。）から施行する。ただし、第二百十条の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 施行日前に行われた契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係る改正前の地方公務員等共済組合法施行規程第三十一条第一項第一号に規定する契約で同日以後に締結されるものの契約書の作成の省略については、なお従前の例による。

2 施行日前に地方公務員等共済組合法（次項において「法」という。）第七十条の二第一項に規定する育児休業等（以下この項において「育児休業等」という。）を開始した組合員であつて、施行日において現に当該育児休業等をしているものについては、施行日を当該組合員が育児休業等を開始した日とみなして、改正後の地方公務員等共済組合法施行規程（次項において「改正後規程」という。）第百十五条の二の二の規定を適用する。

3 施行日前に法第七十条の五第一項に規定する育児時短勤務（以下この項において「育児時短勤務」という。）を開始した組合員であつて、施行日において現に当該勤務をしているものについては、施行日を当該組合員が育児時短勤務を開始した日とみなして、改正後規程第百十五条の五の規

定を適用する。